

長野県中央児童相談所長 様

一時保護所の子どもたちの生活・支援に関する

第三者評価

報告書

(令和5年度2月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関



一般社団法人 日本児童相談業務評価機関 一時保護所の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で長野県中央児童相談所一時保護所の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

●評価の方法

2018 年度厚生労働省調査研究事業「一時保護された子どもの生活・支援に関する 第三者評価の手引き（案）」（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き(2023 年度版)」を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

61 項目について、一時保護所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護所へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例）、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（行事計画、研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表） 等

3 実地調査

- (1) 申し送り会議や観察会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聴き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士 等)
- (5) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (6) 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

一時保護所の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法	2
目次	4
総評	
総評	6
第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援	8
第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備	10
第Ⅲ部 一時保護所の運営	12
第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	14
第Ⅴ部 一時保護の開始及び解除手続き	15
アンケート結果	
こどもアンケート結果	17

総評

(2023年11月30日(木)～12月1日(金) 実地調査実施分)

総 評

<ストレングス>

○長野県中央児童相談所一時保護所（以下「一時保護所」とする）は子どもの権利を尊重し、子どもの安全と安心を保障するために、さまざまな取り組みを積極的に行っていました。例えば「私の声」という意見箱の活用のために2週に1回、日記を書く時間に用紙を全員に配布し、何も書かない子どもを含めて全員に提出させることを通して、子どもが意見表明することを促進していました。さらに翌日には一時保護所を管轄する相談判定課長が意見箱を開封し、書かれた内容に沿って児童福祉司に子どもの声を届けたり、本人の聞き取りを行うようにしており、「自分の思いを伝えれば聞いてくれる大人がいる」ことを実感できるシステムが作られていました。これは全国的にモデルとなる取り組みだと思えます。

また、月に1回は弁護士に相談できる機会があることも、「意見表明支援」の取り組みとして評価できます。

さらに、一時保護所の子ども担当（以下「児童指導員」とする）と心理支援員（心理療法担当職員）はそれぞれ週に1回個別対応の時間を設けて1対1でかかわる時間を確保していること、学習時間中の勉強内容を子どもの意向を受けながら個別に設定している点など、一時保護ガイドラインで求められている「個別対応」が行われていました。

○チャットシステムを利用することによって、「交代勤務のためにタイムラグなく情報共有をすることが難しい」という一時保護所特有の情報共有の困難さを補完するだけでなく、児童福祉司や児童心理司との適時の情報共有が図られていました。全国的に一時保護所と児童福祉司との連携が課題になっているところが多い中で、全国モデルとなる取り組みだと思えます。

○一時保護開始後2～3週間を目途に、担当児童指導員・一時保護係長・相談判定課長と、担当児童福祉司・児童心理司が集まって、子どもの状況や家族との調整状況等の情報共有、子どもの行動観察結果等のアセスメント等に関する意見交換が実施されて援助方針を協議する会議として「三者カンファレンス」が定例化されていました。本会議は一時保護ガイドラインで示された観察会議とは運営形態が違いますが、全国的には「観察会議」が十分に行われていない児童相談所が多い中、参考になる取り組みです。

○職員は、子ども一人一人の入所理由を理解した上で子どもの行動観察を丁寧にしており、観察の記録も単なる行動の記録ではなく、子どもの行動の背景や職員のかかわりの意図が言語化され共有され記録になっている点は素晴らしいと思います。さらにその行動観察の記録が、退所時の記録や措置先に提供されていることも評価します。

○子どもヒアリングでも丁寧な行動観察に基づいた個別支援が基盤にある中で、一時保護所の養育環境が安心・安全な環境であること、職員への信頼感があることが表明されていました。

○一時保護所のローテーション勤務のなかでも、日々の子どもの様子を丁寧に引き継ぐことで支援の連続性を確保しており、チームによる丁寧な支援が行われていました。

<課題>

一方でいくつかの課題も見つけられました。

○職員配置は現行の最低基準には合致していますが、夜間の勤務状態は、「宿直」でありながら子どもが就寝するまで支援が必要な状況にあり、また子どもの記録作成に深夜まで長時間かかることや緊急保護への対応など、実質的に「夜勤状態」になっていました。現状が「夜勤状態」であれば、制度として「夜勤体制」の整備が必要です。

○また職員配置上調整が困難なことかもしれませんが、男性職員が2名であることから、男子への支援や子どもが行動上の問題を起こした時の対応など男性職員の負担が大きいことがうかがわれました。同性ケアの観点からも、男性職員の比率を上げていくことも検討いただきたいと思えます。

○令和5年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料で示された「一時保護施設の設備・運営基準（案）（以下「新基準」とする）」では、「設備基準については、現に存する一時保護施設（建築中のものを含む）については従前の例によることとする」とありますが、できるだけ新基準に準じた設備を備えることが必要です。そのため居室のユニット化や個室対応への改修についても前向きな検討が必要です。

○新基準に示されているように「一時保護所職員の資質の向上により、入所する子どもの権利擁護、養育や支援を

高めるため」には、運営に必要な知識の習得及び資質の向上を目指した一時保護所職員のための研修を、企画し実施することが必要です。

○特に、被虐待児の一時保護が増えている現状では「トラウマインフォームドケア（すべての子どもがトラウマを抱えていることを前提に、子どもが起こすさまざまな言動の背景にトラウマ体験があることを理解し、適切に対応できる組織とする）」が必要です。すでに児童相談所では児童心理司を中心に意識はされていますが、全職員が子どものトラウマに対応できる知識と技量が持てるように研修受講と組織的な取り組みが必要です。

○一時保護ガイドラインで示されているように、閉鎖的な一時保護が必要でない子どもに対しては、一時保護専用施設も視野に入れ、原籍校通学の可能性の検討が必要です。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<p>○子どもに対して丁寧に行動観察し、個別課題に対応しており、そのことは子ども達の落ち着いた様子や最近数年間は無断外出がないことにも表れていると思います。</p> <p>○ただ、入所児童の中には虐待やトラウマ体験をした子どももいました。トラウマインフォームドケアの知識と視点での対応が必要な子どもが今後も増え続けると考えられます。そのため、研修受講に努めていただきたいと思います。</p>
児童相談所 (一時保護所)	<p>○昨年度の松本児童相談所一時保護所の第三者評価報告書を読み、子どもの権利擁護の視点で多くの改善に取り組まれています。また広く明るい空間で整理整頓され、子どもにわかりやすく整備されており、居心地の良さも感じました。</p> <p>○現在定員 15 名ですが、実際に適切に対応できる入所児童数は 10 名程度です。新基準は既存施設には適用されませんが、ユニット化や個室対応などは一時保護される子どもへの適切な対応にとって必要だと思います。そのため既存施設の改修を含め内部での検討を行い、その実現に向けて人事や財務部局への働きかけが必要です。</p>
設置自治体	<p>○一番の課題は、現状では夜間の職員の勤務の実態は宿直ではなく夜勤状態となっていることです。子どもが就寝する深夜まで支援を続け、子どもが寝た後に記録の作成をしたり緊急保護への対応が入ったりすることによって夜間に十分な睡眠がとれていません。その状態で 24 時間の連続勤務を行っているため、職員の健康やメンタルヘルスに支障をきたす危険性が高いと判断しました。また体調不良や精神的なストレスは被措置児童等虐待を生む危険性も考えられます。夜間の勤務体制を夜勤とするための職員の増員が必要です。</p> <p>○また新基準に合わせたハード面での改修案が児童相談所でまとまれば、それに合わせた改修に取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>○一時保護所の定員は 15 名ですが、環境設備や職員体制において実質 10 名が限界のようです。そのため相談部門が一時保護の必要性を感じても、適時に保護ができない事態も生まれそうです。県内の、特に一時保護所がない児童相談所管内の児童養護施設に一時保護専用施設の整備を考えられてはいかがでしょうか。</p> <p>○職員の男女比に大きく不均等が見られます。虐待防止のために同性によるケアが求められています。そのため職員の男女比の均等化が必要と考えられます。</p>
国	<p>○新基準のハード面について既存施設は対象外とされていますが、全一時保護所での充実した個別ケアの実現のために、既存施設も「新基準に合わせた改修に取り組む」ことを努力義務としていただきたいと思います。</p>

第 I 部 子ども本位の養育・支援

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

○子どもの意見を尊重する仕組みを工夫しており、さらに更新し続けようとする姿勢があり、子どもからの聴き取りでは「職員は公平である。職員は自分の話を聞いてくれる」との発言があるなど、子どもが自然に感じられる関わりが実践されています。

子どもが自分の意向、思いを表出できるチャンネルが、一時保護所の児童指導員、心理支援員、担当の児童福祉司、児童心理司、契約弁護士などと複層的に用意されています。相互に共有する場合も子どもの意向を確認したうえでなされており、子どもの意見表明の機会が十分に保障されているとして高く評価できます。

○さらに充実させるには子ども会議のような、子どもが自分たちで一時保護所の生活をよりよくするために一緒に考える機会を設けるとよいでしょう。貴所の職員の経験と力量からすれば、子ども会議はすぐにでも実施できるのではないのでしょうか。例えば引継ぎ会議の際に「子どもに『〇〇について各自で考えてみて』と声をかけた」と聞きましたが、その際に「では、みんなで一緒に考えてみよう」と子どもが司会をして各自が意見を言える場を作ることは、すぐにでもできそうに思えました。入所児のメンバーにもよりますが、随時開催の子ども会議もあるのではないのでしょうか。

また、食事やリクリエーションの内容などを決める週 1 回の子ども会議から始めるのも方法です。

○「一時保護所のしおり」が今年度改訂され、生活のルールの紹介が中心であった内容が子どもの権利擁護の視点を重視した内容に大幅に変更されています。入所直後の混乱した状態にある子どもに必須事項を簡潔に伝えられる内容になっており、「子どもには権利があること、職員は子どもの話を聞き、子どもと一緒にこれからのことを考えていく」というメッセージが明確に示されています。

また保護所内のルールの説明も、禁止事項中心ではなく、安心して生活するために必要なこととして書かれており、高く評価できます。「しおり」を簡潔にするために割愛された子どもの権利については、時間がある時に読んでみてほしいと別のものを作って渡すという方法も考えられるかもしれません。

○意見箱の利用方法も抜本的に改変し、2 週間に一度全員に意見箱用の用紙を渡し、書いてあるかどうかにかかわらず全員から用紙を回収するという方法を取ることで、それ以前は年に 0 件であったのに対し実施後半年程度で 30 件以上に増えるという成果を出しています。さらに意見箱用の用紙には、誰に話を聞いてほしいか？などを記載する欄も設けられており、意見を書きやすい工夫がされています。例えば「今後どうなるのか」などケースの進捗に関して知りたいという意見が書かれた場合には、相談判定課長から担当の児童福祉司にそのような意見が出たことが伝えられ、できるだけ早期に児童福祉司が子どもと面談できるようにしており、意見への応答性も確保されています。これは子どもに対して「声を出せば応えてくれる大人がいる」ことを経験的に伝えることができる重要な実践だと思えます。

また、弁護士が子どもの話を聞く機会もほぼ月 1 回のペースで確保されており、「職員に伝えてよいかどうか」を確認して伝えて「よい」と言った場合に伝えることになっており、子どもが安心して話せる対応がなされています。このような取り組みは、意見箱の活用と同時に「子どもの声を聞く」という職員の姿勢を子ども達に伝える工夫として全国のモデルになる取り組みだと思えます。

○学習支援は一時保護所で決めた時間割の通りに進めるのではなく、個々の子どもが自発的に出来る工夫がされており、個別学習の実践は高く評価できます。

しかし、在籍校への通学その他必要な措置を求めている新基準を踏まえると、学習権の保障をさらに推

進するという観点から、少なくとも長野市内の中高生の登校は必要と思われます。そのため、在籍校登校が可能になるような送迎方法や人員確保等の検討が必要でしょう。

○素晴らしい工夫が日々実践されている中で、残った課題は、紙の使用の管理と DVD 視聴のルールとされます。特に紙の使用について、住所や学校などの個人情報の交換は、紙の使用を厳格に管理しても口頭で行われますから、目的と手段に現実的、合理的な関連性がないと思われます。過去に子どもが退所後に連絡を取り合うなどの経験があるようですが、「紙を渡さない」という子どもの自由を制限する合理的な理由とは思われず、改善が必要と思われます。

また、絵を描いていること、あるいは、文章や詩を書いていることによって心の安定が図れる子どももいますから、個別ケアの観点からも鉛筆を持って書ける時間を保障し、用紙の厳格な管理は避けるべきでしょう。

○退所時に子どもが書いた一時保護所に関する感想を書くアンケートには、職員のこと「大好き」と書かれていたり、「ありがとう、保護所の生活が楽しかった」との記載がありました。つらく厳しい環境から、混乱しながらやってきた子どもが、一時保護所で生活をするを通じて安心安全が保たれる環境を経験できたからこそその子どもたちの感想だと思えます。貴所の一時保護所の養育の質の高さが見て取れました。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	A
No.2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	S
No.3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得られるように児童福祉司等と連携しているか	A
No.4	保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得られるように児童福祉司等と連携しているか	A
No.5	保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得られるように児童福祉司等と連携しているか	A
No.6	保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	A
No.7	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	B
No.8	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.9	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.10	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	A
No.11	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	A
No.12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	S
No.13	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	S
No.14	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A

第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

- 一時保護所については来年度から新たな国が定めた新基準の適用が始まりますが、ハード面では現行の変更までは求められてはいません。
しかし、法改正の趣旨から考えれば、できるだけ新基準に準じた対応が求められます。生活環境の小規模・ユニット化や居室の個室化は貴所の現在の建物を改修することで可能だと思われます。特に「居室は個室を基本とする」ように改修することで、子どもの個別ケアの幅が広がります。居室の複数名での使用により制限せざるを得ない私物の持ち込みや「居室の寝室化（居室を居場所として使用できず就寝直前まで集団生活が強要される状態）」の改善が可能になると思います。
- また、一時保護所には対応困難な子どもの入所が増えています。子どもの支援ニーズに対応するためには職員の専門性の向上は欠かせませんが、現状の職員研修は十分ではありません。全国的にも一時保護所職員が受講できる研修は少ないのですが、県内 2 カ所の一時保護所職員向けの研修を設定することが求められます。そのためには研修に出かけても業務に支障がない職員配置や制度も必要と思われます。
- 夜間の勤務は宿直で行われています。しかし実態は、深夜まで子どもへの支援が必要であり、記録の入力や緊急保護の対応などがあり十分に休めていません。そのような夜間勤務の後に翌日午後 2 時過ぎまで 24 時間勤務することは、職員の健康確保が危惧される状態です。そのため一時保護所の夜間体制は「宿直」ではなく「夜勤」と転換すべきです。現状は「夜勤状態」なので、実態に合わせた人員配置が必要です。
- 14 歳未満で殺人等の重大事件を起こした子どもの一時保護用の居室を独立した空間に設置し、そこにはトイレや浴室、職員の宿直室まで整備されていました。このように充実した設備は全国に類を見ないと思います。また、このスペースは感染症対応においてとても有効でした。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.15	一時保護所としての設備運営基準を遵守し、更に質を向上させる努力をしているか	A
No.16	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	B
No.17	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	A
No.18	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	A
No.19	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	C
No.20	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	B
No.21	情報管理が適切に行われているか	A
No.22	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	B
No.23	一時保護所職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	S
No.24	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	S
No.25	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	B
No.26	医療機関との連携が適切に行われているか	A
No.27	警察署との連携が適切に行われているか	A
No.28	施設や里親等との連携が図られているか	A
No.29	子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	A

第Ⅲ部 一時保護所の運営

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>○国の一時保護ガイドラインに基づいた「一時保護所職員倫理規程」や毎年度作成される「一時保護所運営指針」は、子どもの権利条約を意識した全国モデルとなる内容でした。ただ実際の一時保護所での日常生活場面で、この規程や指針が実現できているかは定期的な確認をする必要があるでしょう。</p> <p>○また、年間業務計画も作られていますが、一時保護所の課題について長期的に取り組むという意味での具体的な事業計画にはなっていません。次回の計画作成時からは検討が必要だと思います。</p> <p>○私物の持ち込み制限は複数人が一つの居室で一緒に生活するために、トラブル防止目的で行われています。しかし個室化を進め、「他人の部屋には入らない」ことをルール化すれば持ち込める私物は増えるでしょう。</p> <p>また、複数人による居室利用の状況下でも、「他人が触ったり壊れたりするかもしれないけど、それでよければ」と説明したうえで私物の持ち込みを考えていただきたいと思います。</p> <p>○加えて子どもの就寝時間が全員午後9時であることは、中高生には不評だと思います。話を聞いた子ども達も不満を言っていました。就寝時間に年齢差を設けると、「居室の複数利用の際の組み合わせが難しくなる」とのことでしたが、中高生は個室対応が基本でしょう。</p> <p>さらに、午後9時を「居室に入る時間」とすれば、中高生の不満は減ると思われます。午後9時就寝は子どもへの権利侵害ではありませんが、中高生にとって適切な時間なのか、みなさんで検討していただきたいと思います。</p> <p>○一時保護所は広くゆったりした空間で、破壊の後も適切に修繕されていました。また子どもが個別の時間で作成した作品がリビングに展示されており、評価者に「あれは自分が作った」と言ってくる子どももおり、子どもが「自分の存在が認められている」と感じられる配慮がされていました。</p> <p>○小学生以上の子どもには快適な空間ですが、未就学児への環境整備・対応は十分でないことは自覚されていました。そのため児童養護施設等に委託することが多いようですが、一時保護所で未就学児を受け入れることもあるようですので、その場合の準備も必要ではないでしょうか。</p> <p>○一時保護所の養育や支援の質の向上には積極的に取り組まれており評価しますが、それが「仕組み」として定着しているかまでは確認できませんでした。個人の努力や工夫ではなく、例えば一時保護所職員研修を企画し、実施を定例化するなど、組織として質の向上を図る仕組みが求められます。</p> <p>○なお、一時保護所に入所する子どもの多くが、相談種別に関わらず虐待を受けてきた背景を持つことを踏まえると、一時保護所の職員が、まずトラウマインフォームドケアについて理解を深め、子どもの対応において実践することが求められます。職員個人の努力も必要ですが、組織としてまず一時保護所からトラウマインフォームドケアの実践を進めていただきたいと思います。</p>

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	S
No.31	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	B
No.32	緊急保護は、適切に行われているか	A
No.33	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	A
No.34	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	A
No.35	食事が適切に提供されているか	A
No.36	子どもの衣服は適切に提供されているか	A
No.37	子どもの睡眠は適切に行われているか	B
No.38	子どもの健康管理が適切に行われているか	A
No.39	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	S
No.40	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	B
No.41	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	A
No.42	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	A
No.43	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.44	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.45	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	S
No.46	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.47	相談種別に関わらず、多くの子どもが虐待を受けてきた背景を踏まえて適切な対応・体制確保が行われているか	B
No.48	障害児（発達障害、知的障害、身体障害など）を受け入れた場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.49	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.50	災害発生時の対応は明確になっているか	A
No.51	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.52	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	A
No.53	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	B

第IV部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
○	行動観察の精度と観察結果の共有の仕組みは素晴らしく、一時保護所と相談部門が一体となった支援が実現されていました。例えば、一時保護所の朝会で伝えられる際には、子どもの様子と職員がどう声掛け・対応をしたかの報告にとどまらず、今後どのような言動・反応が想定されるかについても述べられ、話し合われていました。子どもの変化を見逃さないだけでなく、どうすれば一時保護所で子どもが安心して生活できるかを、日々職員が模索する姿勢が見て取れました。
○	また、一時保護開始後すみやかに児童福祉司から様々な情報が確実に一時保護所に伝える仕組み（フェイスシート、観察のポイント、アレルギーの有無などの情報が入った 5,6 枚の用紙を共有など）は、素晴らしいと思います。
○	さらに、一時保護開始後 2～3 週間を目途に実施する担当児童指導員と児童福祉司や児童心理司との三者カンファレンスに相談判定課長や係長等が入ることで、アセスメントの質が上がっていると思います。保護期間が長くなった児童については、三者カンファレンスが繰り返されています。この三者カンファレンスでは、相談部門が一時保護所の行動観察について重点を置いて観察してほしい部分を述べることができ、一時保護所が相談部門の援助方針について子どもの意向をその変化も含めて詳細に伝えることができます。
○	なお、一時保護所の職員が児童と個別に面談した時の内容は一時保護所の職員同士で共有するだけでなく、児童相談所の記録システムを通じて個々の児童の記録に記入することができるので、相談部門も随時見ることができる仕組みになっています。
○	特に、担当職員が週に 1 回児童に個別対応をする時間を確保するという実践が続けられている点は、全国的に見ても優れた取り組みです。
○	ただ、中央児童相談所以外の児童相談所から入所している子どもに対しては、児童福祉司・児童心理司の来所には多くの時間がかかるため、頻度が少なくなりがちです。本来は対面での子どもの面接が基本ですが、タブレットやモニターを使うことで、子どもが児童福祉司や児童心理司等との面接頻度を上げる可能性についてご検討ください。
○	連携をさらに充実させるには、入所後の最初の三者カンファレンスの時期を早めにするのが考えられます。これだけ一時保護所と相談部門の連携ができていることからすると、入所後 1 週間を目途にするか、あるいは 5 日後には必ずするなどルール化することによって、児童の担当の職員が出席できない場合が生まれても、そのことによる支障は小さいものと思われます。早い段階で相談部門が得た情報を共有し、また入所初期の子ども様子を一時保護所が伝えることで、より深く援助方針が検討できるようになると考えられます。特に平均保護日数が約 1 か月であることを踏まえると、現状の実施のタイミングは遅いのではないかと危惧されました。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.54	適時、子どもや子どもの家庭に関する情報等が相談部門と共有されているか	S
No.55	総合的なアセスメントや支援方針の決定に際して、一時保護所としてその判断に加わっているか	A
No.56	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	A
No.57	一時保護中に、子どもの変化に応じた個別ケアの見直しや、援助方針の見直しの提案が行えているか	A
No.58	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	S

第V部 一時保護の開始及び解除手続き

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>○子どもが入所する際には今年度改訂した「一時保護所のしおり」を使って説明が行われています。以前はルールの説明が中心だったものが、今年の改訂では子どもの権利擁護が中心になり、制限も「協力のお願ひ」スタンスになっており、わかりやすく良い内容でした。</p> <p>○退所時にすべての子どもの行動観察と一時保護心理所見が作成され、施設に措置される子どもに対してはさらに行動診断が作成されて送付されます。丁寧な行動観察、関わりや支援に基づくその内容は充実しており、子どもの次の養育に活かせるものと評価します。</p>

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.59	保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	A
No.60	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	A
No.61	保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	S